

事業系ごみの適正処理・減量チェックシート

適正処理

- 従業員全員が、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別を理解している。
- 産業廃棄物と事業系一般廃棄物を分別する仕組みを整えている。
例：ごみ箱を分ける。
- 産業廃棄物、事業系一般廃棄物の収集運搬の委託は、それぞれ許可を持っている業者と契約している。
※たとえ少量であっても、家庭ごみ集積所に排出することはできません。



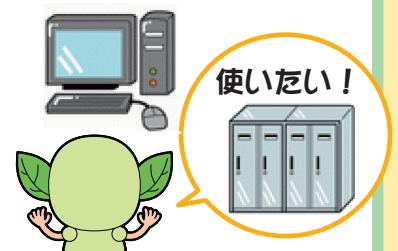
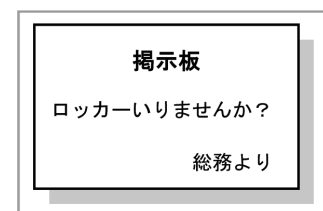
リデュース（発生抑制）

- 両面コピーやペーパーレス化を推進する。
- 在庫管理を行い、過剰な仕入れを抑制する。
- 「消費期限」「賞味期限」の管理を徹底し、廃棄をできるだけ少なくする販売管理を行う。
- 生ごみは、十分に水切りを行い、重量を減らす。
- ペーパータオル、紙コップ、紙おしぼり、割り箸等の使い捨て用品の使用を控える。
- 飲食店等では、メニューや盛り付けの工夫（小盛りメニュー等）により、食べ残しの削減を図る。



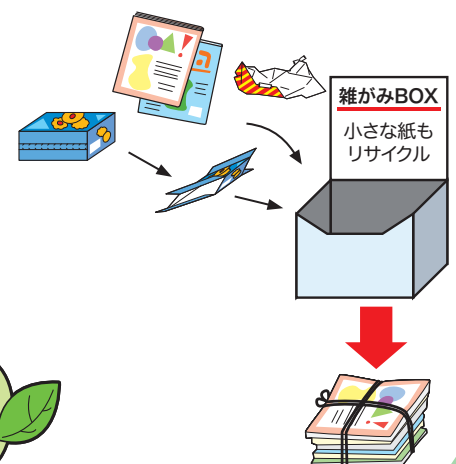
リユース（再使用）

- 不用な事務用品等は、他の部署で再使用する。
例：社内掲示板等で呼び掛ける。
(○○いりませんか?、△△を探しています。)
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、メーカー回収等詰め替え可能なものを使用する。
- 不用な紙、ミスコピーは内部資料やメモ用紙として裏面を再使用する。
- 使用済み封筒を活用する。(社内往復文書等)
- 廃棄書類を綴っていたファイルは、一緒に廃棄せずに繰り返し使用する。
- 流通用梱包材や容器は使い捨てではなく、通い箱を使用する。



リサイクル（再生利用）

- 再生可能な紙類（OA用紙、新聞、ダンボール等）は資源化する。
※捨てるときに分別できるような仕組みを整える。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、再生利用事業者へ搬入できるよう手続きを行う。
※詳しくはP 14をご覧ください。
- コピー用紙、トイレトペーパー、事務用品等は、環境に配慮した再生品を購入する。



お問合せ先

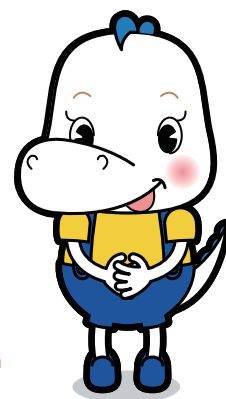
▶ 産業廃棄物に関すること

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会

〒520-0051

大津市梅林町一丁目3番30号 こうぜんビル2階

電話 077-521-2550



▶ 事業系一般廃棄物、その他分別等に関すること

大津市環境部廃棄物減量推進課

〒520-8575

大津市御陵町3番1号（新館3階）

電話 077-528-2802

※平日 8時40分～17時25分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）